



高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町からのお知らせ

税金滞納で差し押さえた不動産5物件を公売します！

■公売とは

「公売」とは、滞納税に充てるために差し押さえをした財産を売却することです。具体的には、公売会場において見積価額以上の金額を入札していただき、最高価額の入札者に売却していくもので、裁判所の行っている競売に類したものです。

■高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町の方針

行政サービスを支える財源の確保に向けて、差し押さえした財産は、随時、公売を行って税収に充てています。滞納の解消、税収確保のために多くの皆さんの参加をお待ちしています。

■合同公売会

日時：11月15日(木) 開場：午後1時30分 入札：午後2時～

会場：須崎市総合保健福祉センター2階会議室

今回は、高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町の合同公売会の形式で、雑種地や農地などを売却します。なお、公売物件の所在地は須崎市、四万十町になります。

■公売物件

番号	所在地		地目・種類等	登記地積 (㎡)	登記床面積 1階(㎡)	登記床面積 2階以外(㎡)	見積価額 (千円)	保証金 (千円)	指定の状況	
									都計法	農振法
1	須崎市	浦ノ内	雑種地	1,370.00	—	—	5,000	500	—	—
2	四万十町	弘見	宅地	413.02	—	—	639	64	—	—
3		飯ノ川	雑種地	470.00	—	—	653	66	—	—
4		興津	宅地・居宅	251.66	82.49	—	2,259	226	—	—
5		新開町	宅地・居宅	129.36	153.12	133.91	3,000	300	—	—

※表のうち、1番は須崎市、2番から4番は四万十町、5番は高幡租税債権管理機構が出品する物件です。

※各物件について、状況によって公売が中止になる場合があります。

※公売や物件の詳細は、高幡租税債権管理機構のホームページの閲覧もしくは下記連絡先にお尋ねください。

※公売物件の「現地案内」は、個別に対応します。

■入札に必要なもの

全 員	
●保証金〔見積価額の約10%〕 ※現金に限ります。	代理人
●運転免許証など身分を証するもの ●印鑑（認印）	●委任状

◆注意事項

保証金納付期限……11月15日(木) 午後2時（保証金は見積価額の約10%と定められています。）

買受代金納付期限…11月22日(木) 午後2時（買受代金は落札額から保証金を控除した金額です。）

所有権移転登記……費用負担と住民票などの提出を条件として、執行機関が代行することができます。



〔お問い合わせ先〕

高幡租税債権管理機構（須崎市山手町1-7） ☎0889-40-0911

須崎市役所税務課（須崎市山手町1-7） ☎0889-42-1291

税務課 ☎22-3116

行政のサービスは、
皆さんの税金で支えられています！



財政健全化法に基づく健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成29年度決算に基づく「健全化判断比率」ならびに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率（4指標）」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化基準（経営健全化基準）」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。今後も総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※ 早期健全化基準（経営健全化基準）および財政再生基準は、いずれも平成29年度決算に対する基準を表示しています。

※ 各指標の算定資料の書類などは、総務課（財政班）に備えています。

■健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		[上 段] 早期健全化基準	備 考（説明）
		29 年度決算	28 年度決算	[下 段] 財政再生基準	
健全化判断比率	①実質赤字比率	— %	— %	13.58 % 20.00 %	一般会計などの実質赤字比率
	②連結実質赤字比率	— %	— %	18.58 % 30.00 %	全ての会計の実質赤字比率
	③実質公債費比率	8.6 %	8.0 %	25.0 % 35.0 %	公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率
	④将来負担比率	— %	— %	350.0 %	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

※「①実質赤字比率」および「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

■資金不足比率

指 標	公営企業会計名	四 万 十 町		経営健全化基準
		29 年度決算	28 年度決算	
⑤資金不足比率	水道事業会計	— %	— %	20.00 %
	簡易水道事業特別会計	— %	— %	
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※⑤資金不足を生じた会計はなく、算定されませんでした。（資金不足額がないため「—」で表示しています。）

次回11月号では「平成29年度決算の概要」についてお知らせします。



〔お問い合わせ先〕 総務課 ☎22-3111

財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

健全化判断比率（資金不足比率）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（または算定されない）ほど財政状況が健全であることを示しています。